

2025 年 6 月 23 日

各位

会社名 インスペック株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
 (コード番号：6656 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理部長 佐藤 保
 TEL 0187-54-1888 (代表)

第17回ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり当社の取締役、監査役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を 2025 年 7 月 25 日開催予定の当社第 37 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、対象者のうち当社の取締役割り当てる新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式数の合計は6,000株となり、これは発行済株式総数4,012,800株(2025年4月30日現在)の0.15%に相当し、希薄化率は軽微であることから、本新株予約権の割当は相当であると判断しております。また、取締役の報酬としては、株主価値を重視した経営の推進を図ることを目的としていることから、本新株予約権の割当は相当であると判断しております。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めること等を目的に当社の取締役、監査役及び従業員に対し、以下の要領で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

対象となる取締役の員数 7名（うち社外取締役3名）

対象となる監査役の員数 3名

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 20,000 株を上限とし、当社取締役への割当数は 6,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

200個を上限とし、当社取締役への割当数は60個を上限とする。

その新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、2018年7月27日開催の第30期定時株主総会においてご承認いただいた「年額100百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は、2000年7月27日開催の第12期定時株主総会においてご承認いただいた「年額20百万円以内」とする。

なお、新株予約権1個につき普通株式100株とする。ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラックショールズモデルを用いて算定する。

なお、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）を行う場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より10年以内とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

- ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

- ④ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権者が当社の取締役・監査役もしくは従業員たる地位を喪失した場合には、当該未行使の新株予約権を無償にて取得することができる。

- ② 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部、または一部を放棄した場合は、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

- ③ 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。

以上